

受託校正約款

第1条（総則）

本約款は、お客様（以下「甲」という）と横河レンタ・リース株式会社（以下「乙」という）との間において、甲が乙に対して、甲の保有する機器（以下「校正機器」という）の校正業務を委託し、乙がこれを受託する契約について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用するものとします。

第2条（個別契約）

甲は乙に対して校正機器の校正業務を注文書により委託し、乙は甲に対し請書を発行することにより個別契約（以下「受託校正契約」という）が成立するものとします。ただし、乙が注文書受領後7営業日までに当該注文の承諾拒否の通知その他別段の意思表示をしない場合は、甲の注文を承諾したものとみなし、甲の注文どおり受託校正契約が成立するものとします。

第3条（校正機器の受け渡しおよび輸送・梱包費用等）

- 乙は、甲の指定した日本国内の受け渡し場所で校正機器の受け取りおよび納入するものとし（以下「受け渡し」という）、これらを乙の指定する運送業者に委託して行うものとする。
- 前項校正機器受け渡しに付随する輸送および梱包等の諸費用については、甲が負担するものとする。
- 校正機器の受け渡しにつき、甲の都合により乙指定の運送業者を利用しない場合は、全て甲の費用負担および責任において乙指定の場所に校正機器を搬入し、かつ搬出するものとする。
- 前項の場合、校正機器の故障、破損および紛失など梱包、輸送および受け渡しにおける事故について乙は一切責任を負いません。
- 甲は、第1項または第3項において校正機器を乙に受け渡しする場合、事前に甲の責任において、当該校正機器に内蔵されている記憶媒体または外部記憶媒体に記憶されている電子情報（ソフトウェアも含む）（以下「電子情報」という）について、甲は、予め電子情報についてバックアップ等の事前の保全措置を行った上で、乙に受け渡すものとする。
- 前項の電子情報の消失等について、乙は一切の責を負わないものとする。

第4条（校正業務）

- 乙は校正機器を乙の作業標準に従って校正します。なお、当該校正に使用する標準器等は、乙のトレーサビリティ体系に従い、国家標準または国際標準に準じています。
- 前項の校正は、日本工業規格 測定-校正方法通則3. 1. 2 (2) 所定の点検だけを行う方法にて校正を行うものとする。
- 前二項により校正業務を行った場合、当該校正機器の設定は、校正業務前の設定状況にないことを甲は予め了解し、校正業務前の設定状況については、第11条の確認検査終了後必要に応じて甲の責任において、再設定するものとします。

第5条（校正業務の提供する場所）

- 乙は、乙の指定する場所において校正業務を実施するものとします。
- 前項に拘らず甲の依頼に基づき乙が承諾した場合に限り、甲の指定した場所で校正（以下「出張校正」という）を実施できるものとします。
- 出張校正を行う場合、乙は、原則、甲の施設管理規則に従うものとする。
- 出張校正を実施する場合、甲は、次の事項を行うものとする。
 - ①甲は乙の作業者の安全な作業条件（電源、作業スペース、空調、明るさ、温度、湿度等）を確保し無償で提供するものとする。
 - ②危険な場所および立ち入り制限等がある場合、甲は受託校正契約時に書面に乙に告知するものとする。

第6条（校正業務の中止）

- 甲の都合で校正業務を中止する場合、乙が当該校正業務実施に関し既に負担した費用および実施の割合に応じて乙が算定した校正料金を甲は乙に支払うものとする。
- 乙のやむを得ない事情により校正業務を実施できない事由が発生した場合、乙は校正業務を中止し、甲に通知のうえ校正機器を乙の費用負担にて返却するものとする。

第7条（メーカー等への校正依頼）

- 甲の依頼に基づき乙が承諾した場合に限り、乙は、校正機器のメーカー等その他の機関（以下総称として「メーカー等」という）に対して校正業務を依頼することができるものとする。
- 前項の場合、乙の第8条および第15条に基づく義務は、乙がメーカー等に対しこれらの行為を指示することで履行したものとします。
- メーカー等の占有下において校正機器の故障、毀損、紛失などが生じた場合、乙は一切の責を負わないものとする。

第8条（成績書の発行）

試験成績書、校正証明書、トレーサビリティ体系図等のドキュメントについては、甲の要求により乙が有償で作成し、発行するものとします。

第9条（納期）

校正機器の納期は、受託校正契約締結時に定めるものとします。ただし、次の事由が発生した場合は、当該納期のために拘らず乙は何らの責を負うことなく納期を延期できるものとします。

- ①修理を要する場合。
- ②メーカー等に依頼しなければ校正ができないことが判明した場合。
- ③輸送会社のトラブル等により遅延する場合。
- ④その他予期せぬ事由で校正業務が中断された場合。

第10条（修理）

- 受託校正契約後、校正期間中に校正機器の故障・修理を要すべき箇所が発見された場合または乙が調整の必要があると判断した場合、乙は校正業務を中断し、速やかに甲へ連絡し修理または調整（以下総称として「修理等」という）の指示を甲より受けるものとする。
- 甲より修理等の指示を受けた場合、乙はメーカーに修理等を依頼し、修理等完了後校正業務を行うものとする。
- 修理等の指示を受けなかった場合、乙は当該校正機器を速やかに甲に返却するものとする。

第11条（検収）

- 甲は校正が完了した校正機器が納入された日を含め7日以内に確認検査を行い、その検査に合格した時点で検収完了とします。また納入日より7日以内に、甲から乙に異議の申し立てがない場合は確認検査に合格したものとみなします。
- 前項の確認検査後の校正機器の校正値およびそれに付随して発生する甲の損失等について乙は一切責を負わないものとする。

第12条（校正料金等）

- 校正料金、試験成績書作成料、その他荷扱料、出張費、修理費メーカー等による校正費等（以下総称して「校正料金等」という）は乙の規定により算出した校正料金等により受託校正契約締結時に定めるものとします。
- 甲の要求で次の項目の作業を乙が受託した場合、第1項に定める校正料金等の他割増料金が別途加算されるものとします。
 - ①乙の標準納期である8営業日以前の納期を甲が依頼した場合。
 - ②休日（土日、祝日等）に校正業務を甲が依頼した場合。
 - ③乙の作業標準以外の方法での校正業務を甲が依頼した場合。
 - ④校正時調整を行い、前後のデータを甲が依頼した場合。
 - ⑤その他受託校正契約時に定めた以外の作業を甲が依頼した場合。
- 乙は、第1項に定める校正料金等については、物価、経済状況等の諸般の事情により随時変更することができるものとする。

第13条（支払条件）

他に定めのない限り、納入月末締め翌月の翌月末日現金払いとします。

第14条（校正完了の識別表示）

- 乙は、校正が完了した校正機器に乙が定める校正完了年月の表示がある校正済みラベルを貼付します。
- 乙は、甲の希望により次回校正予定年月の表示をすることができるものとします。ただし、この表示は次回予定年月まで乙が校正機器を校正した結果の数値が狂うことなく継続して維持される（基準精度に適合している）ことを保証するものではありません。

第15条（校正結果の記録、保存）

乙は、校正機器の校正結果を記録し、乙の校正完了日より10年間保存するものとし、保存期間中に甲から要求があった場合は、乙の規定に従い有償にて試験成績書を作成、発行するものとします。

第16条（機密保持）

甲および乙は、相手方の書面による承諾なくして、受託校正契約にて知り得た相手方固有の技術上、販売上その他業務上の機密を、契約期間中はもとより、契約終了後5年間は第三者に開示、漏洩しないものとします。なお、甲および乙は、機密情報を相手方に開示する場合には、機密である旨の表示を行うものとする。ただし、下記の事項は除外します。

- ①開示の時点で既に公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
- ②甲または乙が開示を行なった時点で既に相手方が保有しているもの。
- ③第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- ④相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。

第17条（免責事項）

天災地変、戦争、輸送機関のトラブル等、不可抗力による事由により、校正機器の一部または全部について契約の不履行、遅延、解除などのやむを得ない事態が生じた場合、乙はすみやかに甲に連絡するとともに、不可抗力事由の解消に最善の努力を払いますが、この場合乙は損害賠償責任、その他の責任を負わないものとする。

第18条（契約違反等による解除）

甲が次の各号の一つに該当した場合、期限の利益を喪失し、甲は乙に対して、未払い金銭債務全額を直ちに支払うものとします。また、乙は催促をしないで本約款により成立した受託校正契約の全部または一部を解除することができます。この場合乙におお損害があるときには甲は、乙にこれを賠償するものとします。

- ①支払を一回でも遅延し、または本約款および受託校正契約の各項目に違反したとき。
- ②支払を停止、または手形、小切手の不渡り処分を受けたとき。
- ③保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社更生等の申し立てがあったとき。
- ④事業を休止し、または解散したとき。
- ⑤その他、乙の判断により契約の継続が困難と認められるとき。

第19条（遅延利息）

甲が受託校正契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の遅延利息を支払うものとします。

第20条（校正機器の滅失および毀損）

甲の校正機器を乙の責任に帰すべき事由により滅失または毀損した場合、乙は修理可能な場合は修理を行い、修理不可能（滅失時も含む）な場合は、甲乙協議のうえ、同種物件と交換するか、もしくは校正機器の会社法上の簿価相当額を甲に支払うものとする。

第21条（管轄裁判所）

甲および乙は受託校正契約についての紛争解決の第一審裁判所を東京地方裁判所本庁または東京簡易裁判所とすることに合意します。

第22条（特約事項）

受託校正契約について、別途書面により特約した場合は、その特約は受託校正契約と一体となり、これを補充または修正するものとします。

第23条（付則）

本受託校正約款は、2007年4月1日以降に締結する受託校正契約に適用されます。
以上